

議案第18号

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立代田地区会館の和室を会議室に変更し、その使用料の額を定めるとともに、世田谷区立千歳台地区会館及び世田谷区立岡本地区会館の料理講習室を廃止する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例

世田谷区立地区会館条例（昭和54年9月世田谷区条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部世田谷区立代田地区会館の項中「大広間 和室」を「会議室 大広間」に改め、同表の4の部世田谷区立千歳台地区会館の項及び世田谷区立岡本地区会館の項中「会議室 料理講習室」を「会議室」に改める。

別表第3の2の部世田谷区立代田地区会館の項を次のように改める。

世田谷区立代田	会議室	300円	200円	200円	200円	200円
地区会館	大広間				200円	200円

別表第3の4の部世田谷区立千歳台地区会館の項を次のように改める。

世田谷区立千歳	第1会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
台地区会館	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				540円	540円
	和室				200円	200円

別表第3の4の部世田谷区立岡本地区会館の項を次のように改める。

世田谷区立岡本	第1会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
地区会館	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円

附 則

- この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の世田谷区立地区会館条例（以下「改正後の条例」という。）別表第3の2の部世田谷区立代田地区会館の項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 世田谷区立代田地区会館の施設の使用（施行日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。
- 区長は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、改正後の条例の規

定の例により、その承認をすることができる。